

令和7年度第4回唐津地域公共交通活性化協議会
書面協議結果

1 協議内容

第1号議案 チョイソコからつきゅうらぎ号の運行エリア統合
および巖木・相知地区間の相互乗り入れについて

【理由】

チョイソコからつきゅうらぎ号の3つの運行エリアを一つに統合し、
巖木・相知地区間で相互乗り入れが可能になるよう変更するもの。

2 書面協議期間

令和8年1月19日（月）から令和8年1月30日（金）まで

3 結果

過半数の賛成を得られたため、原案のとおり承認とする。

4 意見等

共通エリアについて、対象とするエリアを何処までとするのかに
ついて意見があった。

（昭和自動車）

共通エリアとは、特定の地域内にあるすべてのバス停を指すもの
ではなく、現在、共通停留所として利用されているバス停のことを
いいます。対象となるバス停は、下記一覧のとおりです。

相知・巖木共通停留所			
目的地停留所		バス停停留所	
相・巖（瀬）5	くが歯科医院	相・巖（瀬）1	町切（唐津方面）
相・巖（瀬）6	ミレニアムホール	相・巖（瀬）2	町切（佐賀方面）
相・巖（瀬）7	愛仁会新屋敷医院	相・巖（瀬）3	田頭橋（唐津方面）
相・巖（瀬）8	宇都宮病院	相・巖（瀬）4	田頭橋（佐賀方面）
相・巖（瀬）9	旧Qショップ		
相・巖（瀬）10	岩屋駅		
相・巖（瀬）11	エレナ相知店		
相・巖（瀬）12	コスモス相知店		
相・巖（瀬）13	まいづる9相知店		

【第1号議案】チョイソコからつきゅうらぎ号の運行エリア統合および
 巖木・相知地区間の相互乗り入れについて

概要

令和8年4月から巖木・相知地区の運行エリアについて次のとおり変更

- (1) きゅうらぎ号の運行エリア（①星領エリア②天川エリア③山麓部・瀬戸木場エリア）を一つに統合
 - (2) 新たに共通エリアを設ける
 - (3) 巖木・相知地区間で相互乗り入れ可能とする
 - (4) 運賃は、次の場合1回の乗車300円とする
 - ・エリア内で移動する場合
 - ・共通エリアまで移動する場合
- ただし、次の場合は1回の乗車500円とする
- ・相知エリアと巖木エリア間で移動する場合
 - ・特別停留所(多久駅)を利用する場合

